

税および地方消費税資本的収支調整額 750,385千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 3,618,500
	1 企 業 債	3,317,000
	2 補 助 金	70,200
	3 出 資 金	231,300

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 8,981,000
	1 建 設 改 良 費	8,374,820
	2 企 業 債 償 還 金	579,955
	3 固 定 資 産 購 入 費	26,225

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水建設事業 〔吉川浄水場耐震対策〕 〔その3工事〕	令和4年度	544,887千円
水道用水建設事業 〔吉川浄水場耐震対策〕 〔工事現場技術業務〕	令和4年度	33,000千円
水道用水改良事業 〔栗東低区ライン設備〕 〔更新工事〕	令和4年度	180,000千円

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔吉川浄水場既施設 改良工事〕	令和4年度	358,600千円
水道用水改良事業 〔吉川浄水場既施設 耐震補強工事〕	令和4年度	54,400千円
水道用水改良事業 〔蒲生日野ライン市子沖 大森工区管路更新工事〕	令和4年度	280,000千円
水道用水改良事業 〔八日市蒲生ライン上羽 田工区等管路更新工事〕	令和4年度	450,000千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場等浸水 防止対策工事〕	令和4年度	100,000千円
水道用水改良事業 〔水口送水本管和田川 水管橋移設その1工事〕	令和4年度	10,000千円
水道用水改良事業 〔水口浄水場等浸水 防止対策工事〕	令和4年度	50,000千円
水道用水改良事業 〔日野ライン等管路更新 工事現場技術業務〕	令和4年度	14,000千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場等既施設 耐震補強設計業務〕	令和4年度	41,000千円
水道用水改良事業 〔水口浄水場等既施設 耐震補強設計業務〕	令和4年度	107,000千円
管路点検業務	令和4年度	21,299千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設点検業務	令和4年度	14,424千円
馬渕浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和4年度	9,592千円
馬渕浄水場活性炭注入 設備運転管理業務	令和4年度	22,047千円
水口浄水場排水処理施設 運転管理業務	令和4年度	10,097千円
吉川浄水場 活性炭溶解業務	令和4年度	1,958千円
汚泥収集運搬・ リサイクル処分業務	令和4年度	21,637千円
水道用薬品調達業務	令和4年度	175,449千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水建設事業費	千円 1,650,000	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
水道用水改良事業費	1,667,000			
計	3,317,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 478,765千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,170千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造